

野洲市地域公共交通会議規約等の改正について

1. 改正の概要

令和 7 年 4 月 1 日に組織機構の改編により、市民部協働推進課が所管する公共交通が都市建設部都市政策課に移管したため、野洲市地域公共交通会議規約等を改正します。

また、現行の条文に誤りがあったため、野洲市地域公共交通会議運賃協議部会規程を改正します。

2. 改正する規約等

- (1) 野洲市地域公共交通会議規約
- (2) 野洲市地域公共交通会議事務局規程
- (3) 野洲市地域公共交通会議財務規程
- (4) 野洲市地域公共交通会議運賃協議部会規程

3. 改正内容 新旧表

(1) 野洲市地域公共交通会議規約

旧	新
第 1 条～第 13 条 【略】 (事務局) 第 14 条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、<u>野洲市市民部協働推進課</u>（滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1）に置く。 3 事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。 第 15 条 【略】	第 1 条～第 13 条 【略】 (事務局) 第 14 条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、<u>野洲市都市建設部都市政策課</u>（滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1）に置く。 3 事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。 第 15 条 【略】 付 則 この告示は、令和 7 年 月 日から施行し、改正後の野洲市地域公共交通会議規約の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

野洲市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 野洲市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスの旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画及び計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (4) 道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 地域の公共交通の利用促進及び利便性向上に関する事項
- (6) 規約の改廃に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4条第1項に定める会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員29人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから野洲市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 野洲市自治連合会等野洲市内の団体を代表する者
- (3) 関係する公共交通事業者又は公共交通関係団体を代表する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む事業者をいう。）の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 野洲市職員

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は会議を代表し、会議の会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職

務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第2項第5号から第6号までに規定する者は、任期を定めない。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。

3 会議は、委員（代理人を含む。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決を要する事項（次条の規定による議決の適用を受ける事項を除く。）については、出席した委員（代理人を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第3項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、会議を書面により開催することができる。この場合において、前項中「出席した委員（代理人を含む。）」とあるのは「委員」とする。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認められる場合は、非公開とすることができる。

(特別議事事項)

第7条 次に掲げる事項は、出席委員（代理人を含む。）の4分の3以上でこれを議決する。この場合において、原則として、会議を書面により開催することはできない。

(1) 交通会議の解散

(2) 委員の除名

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 会議の結果について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を設置することができる。

2 分科会は、次に掲げるものとし、その必要な事項は、会長が別に定める。

- (1) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会
- (2) その他、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監査委員は、交通会議の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の会計の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第14条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、**野洲市都市建設部都市政策課**（滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1）に置く。
- 3 事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月24日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、交通会議の設置に係る最初の会議は、野洲市長が招集する。

付 則

この告示は、令和7年2月3日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年 月 日から施行し、改正後の野洲市地域公共交通会議規約の規定は、同年4月1日から適用する。

(2) 野洲市地域公共交通会議事務局規程

旧	新
第1条～第2条 【略】 (職員) 第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。 2 事務局長は、<u>野洲市市民部協働推進課</u>（以下「<u>協働推進課</u>」という。）の課長又はこれに準じる職にある者をもって充てる。 3 事務局員は、<u>協働推進課</u>の職員をもって充てる。 第4条～第8条 【略】	第1条～第2条 【略】 (職員) 第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。 2 事務局長は、<u>野洲市都市建設部都市政策課</u>（以下「<u>都市政策課</u>」という。）の課長又はこれに準じる職にある者をもって充てる。 3 事務局員は、<u>都市政策課</u>の職員をもって充てる。 第4条～第8条 【略】 付 則 この告示は、令和7年 月 日から施行し、改正後の野洲市地域公共交通会議事務局規程の規定は、同年4月1日から適用する。

野洲市地域公共交通会議事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約第14条第3項の規定に基づき、野洲市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議に関する事項
- (2) 交通会議の資料作成に関する事項
- (3) 交通会議の会計及び庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、**野洲市都市建設部都市政策課（以下「都市政策課」という。）**の課長又はこれに準じる職にある者をもって充てる。

3 事務局員は、**都市政策課**の職員をもって充てる。

(専決)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、交通会議の会長（第8条において「会長」という。）の決定を受けて処理しなければならない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 会議の規程の改定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い及び処理)

第5条 事務局における文書の取扱い及び処理については、野洲市文書管理規程（平成16年野洲市訓令第6号）の例による。

(会計事務の処理)

第6条 出納その他会計事務については、別に定める財務規程によるものとする。

(公印)

第7条 交通会議の公印は、別表のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が保管する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

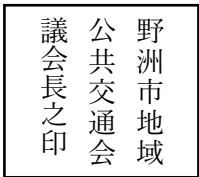
付 則

この規程は、令和5年4月 日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年 月 日から施行し、改正後の野洲市地域公共交通会議事務局規程の規定は、同年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

名称	ひな型	書体	形状	寸法	個数
野洲市地域公共交通会議会長之印		てん書	正方形	21mm×21mm	1

(3) 野洲市地域公共交通会議財務規程

旧	新
第1条～第2条 【略】 (出納職員) 第3条 会長は、交通会議の事務局に出納役及び出納員（以下「出納職員」という。）を置く。 2 出納役は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。 3 出納職員は、出納役の事務を補助する。 4 出納職員は、<u>野洲市市民部協働推進課職員</u>を充てることができる。 第4条～第9条 【略】	第1条～第2条 【略】 (出納職員) 第3条 会長は、交通会議の事務局に出納役及び出納員（以下「出納職員」という。）を置く。 2 出納役は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。 3 出納職員は、出納役の事務を補助する。 4 出納職員は、<u>野洲市都市建設部都市政策課職員</u>を充てることができる。 第4条～第9条 【略】 付 則 この告示は、令和7年 月 日から施行し、改正後の野洲市地域公共交通会議財務規程の規定は、同年4月1日から適用する。

野洲市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、野洲市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出納及び現金等の保管)

第2条 交通会議の出納は、交通会議の会長（以下「会長」という。）が行う。

2 交通会議に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納職員)

第3条 会長は、交通会議の事務局に出納役及び出納員（以下「出納職員」という。）を置く。

2 出納役は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

3 出納職員は、出納役の事務を補助する。

4 出納職員は、**野洲市都市建設部都市政策課職員**を充てることができる。

(予算)

第4条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度の予算を調製するものとする。

3 前項の予算は、執行する前にあらかじめ交通会議の承認を得るものとする。

4 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第5条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、交通会議の承認を得るものとする。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

(予算区分)

第6条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第3のとおりとする。

3 執行する年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第2及び別表第3に規定する以外の項及び目を定めることができる。

(決算)

第7条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を作成し、交通会議による承認を得なければならない。

2 会長は、前項の決算書について、規約第11条に定める監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第8条 交通会議の収入及び支出の手続は、野洲市会計規則（平成16年10月1日規則第50号）に準じる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年4月24日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年 月 日から施行し、改正後の野洲市地域公共交通会議財務規程の規定は、同年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第6条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
1 運営費	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(4) 野洲市地域公共交通会議運賃協議部会規程

旧	新
(趣旨) 第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第3条 【略】 第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。 2 部会長は、<u>協議会会長</u>が指名する。 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。 (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員 (2) 地域における公共交通に関係する諸団体及び利用者の代表者 (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県及び市職員 第5条～第7条 【略】	(趣旨) 第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）<u>第10条第2項第1号</u>の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第3条 【略】 第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。 2 部会長は、<u>規約第4条第2項に定める会長</u>が指名する。 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから<u>規約第4条第2項に定める会長</u>が指名する。 (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員 (2) 地域における公共交通に関係する諸団体及び利用者の代表者 (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県及び市職員 第5条～第7条 【略】 付 則 この告示は、令和7年 月 日から施行する。

野洲市地域公共交通会議運賃協議部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第10条第2項第1号の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規約第2条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議及び調整を行うため、野洲市地域公共交通運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、規約第4条第2項に定める会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから規約第4条第2項に定める会長が指名する。
 - (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員
 - (2) 地域における公共交通に係る諸団体及び利用者の代表者
 - (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県及び市職員

(会議)

第5条 部会の会議は、規約第6条の規定を準用する。この場合において、「交通会議の会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和7年2月3日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年 月 日から施行する。